

H24年度保育料算定の例

資料2別表

(例) 家庭の年間の収入 父 給与収入500万円(給与所得額346万円)、母 給与収入100万円(給与所得額35万円)

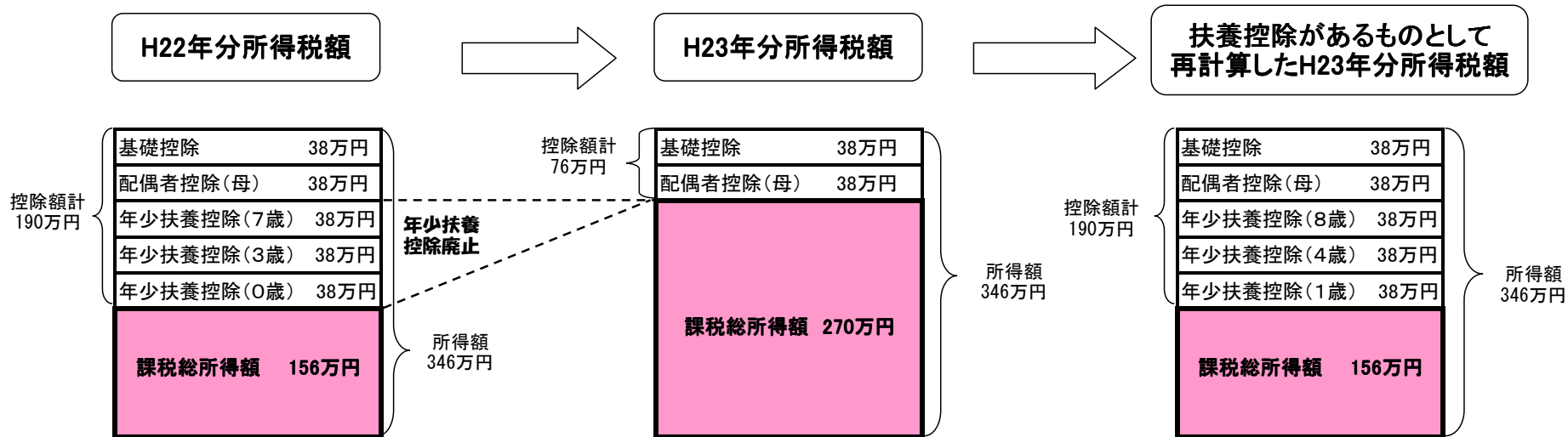
※ 母の課税総所得額は基礎控除(38万円)後、0円となる

子 8歳、4歳、1歳(平成22年12月生まれ) 他の扶養家族なし

子3人は父の扶養

※ H22年、H23年ともに所得額、扶養人数等の条件が同じと考え計算したもの

※ 年少扶養控除とは0歳~15歳の扶養親族がいる場合に適用される所得控除のこと



所得額 - 控除額 = 156万円
 (346万円 - 190万円 = 156万円)

所得税額 税率5%
 156万円 × 5% = **78,000円**
 → 保育料階層区分 **D5階層**

所得額 - 控除額 = 270万円
 (346万円 - 76万円 = 270万円)

所得税額 税率10%
 270万円 × 10% - 97,500円 = **172,500円**
 → 保育料階層区分 **D7階層**

所得額 - 控除額 = 156万円
 (346万円 - 190万円 = 156万円)

所得税額 税率5%
 156万円 × 5% = **78,000円**
 → 保育料階層区分 **D5階層**

H24年度保育料階層区分の決定にはこの税額を適用